

# 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外5施設 業務仕様書添付資料

・ 利用人数・収入・減免実績	1
・ 修繕・業務委託実績	7
・ 光熱水費実績	13
・ 備品一覧表	15
・ 平面図等	17
・ 関係条例等	38
・ 個人情報特記事項	115
・ リスク分担表	117

過去3年間の利用実績・減免状況

ゆめりあサッカーグラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	156	191	13,593	4,097,750
令和5年度	144	180	12,998	4,610,800
令和6年度	137	166	12,089	4,230,370

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	81	1,051,870
令和5年度	73	815,040
令和6年度	67	867,240

ゆめりあ多目的グラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	150	189	13,609	2,669,810
令和5年度	181	219	13,683	3,141,250
令和6年度	167	205	12,925	2,787,740

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	114	1,040,710
令和5年度	125	887,510
令和6年度	108	920,500

ゆめりあフットサルコート

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	344	1,408	25,706	5,277,850
令和5年度	266	1,130	20,325	3,985,130
令和6年度	345	1,595	27,204	5,535,260

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	371	1,197,650
令和5年度	326	900,690
令和6年度	509	1,281,520

ゆめりあ会議室

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	346	498	3,681	272,700
令和5年度	345	497	3,861	288,860
令和6年度	345	457	3,555	358,900

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	103	49,600
令和5年度	130	55,990
令和6年度	72	50,100

ゆめりあ多目的室

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	346	961	7,207	487,010
令和5年度	334	1,096	7,293	612,680
令和6年度	345	1,223	8,324	795,160

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	143	48,460
令和5年度	132	42,190
令和6年度	171	43,390

竜洋スポーツ公園サッカーグラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	160	203	15,774	2,199,130
令和5年度	151	193	14,985	2,403,030
令和6年度	152	197	16,680	2,263,850

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	115	510,660
令和5年度	94	468,970
令和6年度	110	515,200

竜洋スポーツ公園会議室

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	160	38	1,080	83,680
令和5年度	151	39	760	89,870
令和6年度	152	32	700	74,110

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	9	8,740
令和5年度	6	5,460
令和6年度	6	6,260

竜洋スポーツ公園更衣室

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	160	62	6,405	73,290
令和5年度	151	58	6,080	76,660
令和6年度	152	56	6,180	68,030

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	25	11,520
令和5年度	17	9,380
令和6年度	21	10,770

竜洋スポーツ公園審判室

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	160	35	350	55,920
令和5年度	151	37	360	57,730
令和6年度	152	37	520	57,300

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	6	4,240
令和5年度	6	3,630
令和6年度	6	4,150

安久路公園多目的グラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	121	132	10,442	1,671,330
令和5年度	129	132	11,866	1,796,120
令和6年度	124	125	10,957	1,625,430

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	89	722,190
令和5年度	89	949,280
令和6年度	78	783,200

稗原（芝）グラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	112	120	10,120	215,300
令和5年度	128	128	11,315	233,400
令和6年度	124	128	10,129	262,640

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	116	202,740
令和5年度	122	226,560
令和6年度	120	221,560

稗原（土）グラウンド

○利用実績

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入
令和4年度	144	155	9,418	103,370
令和5年度	169	166	12,057	114,240
令和6年度	176	171	11,736	118,210

●減免状況

年度	件数	減免額
令和4年度	88	48,750
令和5年度	102	60,660
令和6年度	108	67,250

ゆめりあ公園

○利用実績

年度	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	3	176	3
令和5年度	2	115	2
令和6年度	2	92	2

安久路公園

○利用実績

年度	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	105	3,572	105
令和5年度	146	4,713	146
令和6年度	199	4,775	199

過去3年間の利用実績・減免状況

ゆめりあ公園

○利用実績

年度	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	3	176	3
令和5年度	2	115	2
令和6年度	2	92	0

安久路公園

○利用実績

年度	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	105	3,572	105
令和5年度	151	4,713	151
令和6年度	199	4,775	0

修繕実績一覧

【体育施設】

年度	施設	修繕箇所	内容	経費	
R4	ゆめりあ球技場	作業倉庫	倉庫内照明LED化	49,500	
		車両修繕	草刈用ハンマーナイフモア修繕	50,567	
		事務室内	混合水栓水漏れ修繕	8,800	
		散水	自走スプリンクラー修繕	144,870	
		管理棟1階	1階女子便所手洗自動水栓修繕	15,180	
		車両	7480ライトエース クラッチ交換	55,033	
		備品	チェーンソー修繕	6,886	
		便所	浄化槽ベルト交換	1,760	
		車両	7480ライトエース バッテリー交換	8,250	
		多目的室	レースカーテン取替修繕	183,700	
		公用車4211	4211軽バン バッテリー交換	7,150	
		備品	刈込ヘッジトリマー修理	4,928	
		公用車7737	7737イスズ エルフ パワーウィンド修理	36,234	
		備品	チェーンソー修繕	10,725	
		1・2F多目的トイレ	洗浄機能付き便座取付	328,900	
		会議室	天井照明灯取替修繕	330,000	
		ゆめりあサッカーグラウンド	フットサル場	防球ネット修繕	77,000
	グラウンド通路		点字タイルブロック修繕	253,000	
	移動ベンチ		移動ベンチ囲い修繕	194,700	
	第1便所		浄化槽ベルト交換	1,760	
	案内板		利用案内板張替え修繕	89,100	
	空調機		GHP4スターターモーター取替修繕	118,800	
	門扉		グラウンド門扉修繕	174,900	
	サッカーグラウンド		門扉落とし棒修繕	75,900	
	安久路公園多目的グラウンド	移動ベンチ	移動ベンチ囲い修繕	194,700	
		駐車場照明	交換時の照明LED化	97,900	
	稗原グラウンド	防球ネット	防球ネット張替え用3スパン	87,120	
		木製柵	修繕用ボルトほか	5,555	
		木製柵	修繕用杭木・横木	25,520	
	竜洋スポーツ公園	便所	便所扉修繕	31,900	
		管理棟	バリケード修繕	1,796	
		散水設備	散水ポンプ遠方表示回路修繕	62,700	
		サッカーゴール	ボルト交換	1,078	
		屋外便所	男子小便器修繕	94,600	
		男子便所	照明灯スイッチ不良修繕	8,800	
		会議室	ブラインド交換修繕	66,000	
	R4合計				2,905,312
	R5	ゆめりあ球技場	管理棟	誘導灯本体取替工事	803,000
			会議室	建具修理	74,800
			会議室	パーティション工事	72,600
			公用車	3209クーラーガス充填	1,320
			車両	7888クーラーガス充填	1,320
			管理棟	野外ランプ交換	1,650
			管理棟	1階多目的トイレ手洗栓取替	68,200
			管理棟	更衣室3扉修繕	8,800
			便所	浄化槽ベルト交換	1,760
			公用車	3195バックカー車PTO等修理	108,581
備品			チェーンソー修理等	5,500	
多目的室			床塗装修繕	132,000	
管理棟			ドアクローザー取付修繕	12,100	
備品			スプレーヤー修理	1,381,633	
管理棟			誘導灯バッテリー取替	20,900	
管理棟			トイレ・審判室等照明LED化修繕	518,100	
管理棟			2階多目的トイレ手洗栓取替修繕	68,200	
管理棟		更衣室1,2倉庫照明LED化修繕	548,900		
管理棟		更衣室3,4照明LED化修繕	499,400		
車両		エブリ7515テールランプ交換	770		
便所		ベルト交換	3,311		
ゆめりあサッカーグラウンド		フットサル場	防球ネット修繕	242,000	
		フットサル場	人工芝修繕用防草シート	4,774	
		フットサル場	人工芝張替	203,566	
		フェンス	東側フェンス修繕	50,050	
		フェンス	西側ステンレス製扉修繕	47,300	
稗原グラウンド		フェンス	北側ステンレス製安全策修繕	137,500	
安久路グラウンド		倉庫支柱	倉庫支柱修繕	88,000	
		倉庫	倉庫照明LED化修繕	99,000	

竜洋スポーツ公園	管理棟	2階男子トイレ修繕	89,100	
	太陽電池時計	太陽電池時計修繕	16,500	
	管理棟	野外常夜灯修繕	20,020	
	管理棟	2階ドアクロージア取替	12,100	
	管理棟	1階男女便所・更衣室1.2LED化	489,500	
	管理棟	シャワー室・器具庫等LED化修繕	495,000	
			R5	6,327,255
R6	ゆめりあ球技場	管理棟	誘導灯本体取替工事	251,900
		公用車	イズパッカーバルブ交換	58,355
		公用車	イズパッカー油圧ホース	127,050
		浄化槽	合併浄化槽処理制御盤電磁弁修繕	281,567
		公用車	イズパッカーボディ修理	126,500
		トップドレッサー	修理一式	322,878
		多目的室	ダウンライト8灯交換	121,000
		誘導灯	本体取替修繕	238,700
		管理棟	エアドック×3用ワイヤーフレーム修繕	4,950
		芝刈り機	スプレーヤー修繕	202,048
		管理棟	誘導灯取替修繕	82,500
		管理棟	西倉庫・通路等LED化修繕	154,000
	便所	ベルト交換	3,311	
	ゆめりあサッカーグラウンド	フェンス	金具修繕	113,300
		メッセージBOX	ガラス破損取替修繕	107,800
		フットサル場	支持ワイヤー修繕	26,400
		浄化槽	浄化槽蓋取替修繕	27,500
		掲揚台	旗ポールドラム交換修繕	115,500
	稗原グラウンド	側溝	側溝取替修繕	15,400
		グラウンド	イーグルサンド1.95t	6,864
		ハンマーナイフモア	機械修理	10,010
	安久路グラウンド	駐車場	不陸修理	37,400
		門扉	門扉修繕	62,700
	竜洋スポーツ公園	北西扉	ワイヤー破断修繕	36,300
		駐車場	トイレビクトグラム修繕用シート	1,269
		テント	ワンタッチテント修繕	5,500
		駐車場	便器小便器センサー取替修繕	91,300
		管理棟	2F男子便所小便器センサー取替修繕	91,300
		管理棟	2F照明設備LED化修繕	444,400
		管理棟	男女トイレ照明LED化修繕	154,000
			R6合計	3,321,702

※公用車点検、車検の経費を除く。

公園施設修繕

年度	施設名	修繕箇所	内容	経費
R4	ゆめりあ公園	第2便所	浄化槽ベルト交換修繕	1,760
		第1便所	女子洗面センサー修理	15,400
	安久路公園	バックネット	バックネット修理	290,000
				計
R5	ゆめりあ公園	ベンチ	ベンチ修繕用ビス	1,094
		ベンチ	ベンチ修繕用タッピング	1,396
		公園四阿	四阿修繕木材	64,548
		便所	ベルト交換	1,760
	安久路公園	便所	男子ペーパーホルダ取換修繕	20,900
				計
R6	ゆめりあ公園	公園四阿	修繕用基礎材等	10,254
		公園四阿	修繕用基礎材等	17,677
		第1駐車場	車止め修繕	3,036
		第2駐車場	舗装穴埋め	1,480
	安久路公園	便所	便所手洗い排水管取換修繕	93,500
		便所	多目的トイレ内手洗器水栓取換	58,300
		自由広場	広場用サバ土入れ	30,122
		便所	男子トイレ洗面器水栓取替	26,950
		自由広場	自由広場西側防球ネット張替修繕	49,500
		電灯分電盤	電磁接触器不良取換修繕	17,600
		便所	多目的トイレ扉修繕	76,010

業務委託実績一覧

	施設名	業務名	実施日	契約金額	
R4	ゆめりあ球技場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	250,800	
		浄化槽保守点検	6回/年	454,300	
		浄化槽法定検査	1回/年	28,000	
		空調設備保守点検	1回/年	309,100	
		エレベーター保守点検	6回/年	884,400	
		自動ドア保守点検	2回/年	132,000	
		放送設備保守点検	1回/年	150,700	
		特別清掃	2回/年	138,060	
		貯水槽清掃業務	1回/年	55,540	
		複写機保守点検	毎月	79,200	
		太陽光発電設備保安管理	1回/年	26,400	
		モップ等リース	毎月	182,782	
		館内清掃	3回/週	941,742	
		建築設備定期調査	1回/年	99,550	
		特殊建築物設備定期調査	1回/2年	68,200	
		簡易水道施設検査	1回/年	16,500	
		防火対象物点検	1回/年	66,000	
		消防設備保守点検	1回/年	119,460	
		警備保障	通年	237,600	
		芝生管理	通年	16,830,000	
	ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回/年	183,700	
		浄化槽法定点検	1回/年	13,000	
	竜洋スポーツ公園サッカー場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	203,940	
		消防設備保守点検	1回/年	33,000	
		空調設備保守点検	1回/年	49,500	
		放送設備保守点検	1回/年	93,500	
		貯水槽清掃業務	1回/年	88,000	
		浄化槽保守点検	4回/年	169,620	
		浄化槽法定検査	1回/年	16,000	
		警備保障	通年	369,204	
	芝生管理	通年	6,930,000		
	安久路公園	遊具点検	2回/年	36,300	
		トイレ清掃業務	3回/週	401,280	
	安久路公園多目的グラウンド	芝生管理	通年	6,600,000	
	稗原グラウンド	芝生管理	通年	5,940,000	
		トイレ清掃業務	2回/週	223,080	
			R4合計		42,420,458
	R5	ゆめりあ球技場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	250,800
			浄化槽保守点検	6回/年	454,300
浄化槽法定検査			1回/年	28,000	
空調設備保守点検			1回/年	309,100	
エレベーター保守点検			6回/年	924,000	
自動ドア保守点検			2回/年	132,000	
放送設備保守点検			1回/年	150,700	
特別清掃			2回/年	147,400	
貯水槽清掃業務			1回/年	56,100	
複写機保守点検			毎月	79,200	
太陽光発電設備保安管理			1回/年	26,400	
モップ等リース			毎月	211,753	
館内清掃			3回/週	1,003,422	
建築設備定期調査			1回/年	99,550	
特殊建築物設備定期調査			1回/2年	—	
簡易水道施設検査			1回/年	16,500	
防火対象物点検			1回/年	66,000	
消防設備保守点検			1回/年	119,460	
警備保障			通年	237,600	
芝生管理			通年	17,542,800	

ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回/年	183,700	
	浄化槽法定点検	1回/年	13,000	
	竜洋スポーツ公園サッカー場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	203,940
		消防設備保守点検	1回/年	33,000
		空調設備保守点検	1回/年	49,500
		放送設備保守点検	1回/年	93,500
		貯水槽清掃業務	1回/年	92,400
		浄化槽保守点検	4回/年	169,620
		浄化槽法定検査	1回/年	16,000
		警備保障	通年	369,204
		芝生管理	通年	7,220,400
		遊具点検	2回/年	39,600
	トイレ清掃業務	3回/週	425,568	
	安久路公園	芝生管理	通年	6,864,000
安久路公園多目的グラウンド	芝生管理	通年	6,190,800	
	トイレ清掃業務	2回/週	240,240	
稗原グラウンド	井水ポンプ点検一式	1回/年	49,500	
	R5合計		44,109,057	
R6	ゆめりあ球技場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	250,800
		浄化槽保守点検	6回/年	454,300
		浄化槽法定検査	1回/年	28,000
		空調設備保守点検	1回/年	342,100
		エレベーター保守点検	6回/年	924,000
		自動ドア保守点検	2回/年	132,000
		放送設備保守点検	1回/年	156,200
		特別清掃	2回/年	147,400
		貯水槽清掃業務	1回/年	56,100
		複写機保守点検	毎月	79,200
		太陽光発電設備保安管理	1回/年	26,400
		モップ等リース	毎月	192,183
		館内清掃	3回/週	1,045,089
		建築設備定期調査	1回/年	109,120
		特殊建築物設備定期調査	1回/2年	74,800
		簡易水道施設検査	1回/年	16,500
		防火対象物点検	—	—
		消防設備保守点検	1回/年	119,460
		警備保障	通年	237,600
		芝生管理	通年	17,542,800
	ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回/年	183,700
		浄化槽法定点検	1回/年	13,000
	竜洋スポーツ公園サッカー場	自家用電気工作物保安管理	1回/月	203,940
		消防設備保守点検	1回/年	33,000
		空調設備保守点検	1回/年	49,500
		放送設備保守点検	1回/年	96,800
		貯水槽清掃業務	1回/年	92,400
		浄化槽保守点検	4回/年	169,620
		浄化槽法定検査	1回/年	16,000
		警備保障	通年	369,204
		芝生管理	通年	7,220,400
		安久路公園	遊具点検	2回/年
	トイレ清掃業務		3回/週	425,568
	安久路公園多目的グラウンド	芝生管理	通年	6,864,000
稗原グラウンド	芝生管理	通年	6,190,800	
	トイレ清掃業務	2回/週	240,240	
	井水ポンプ点検一式		49,500	
R6合計			44,195,724	

維持管理保守点検

年度	施設名	業務名	実施日	契約金額
R4	ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回／年	183,700
		浄化槽法定検査	1回／年	13,000
	安久路公園	遊具点検	2回／年	36,300
		トイレ清掃業務	3回／週	401,280
		砂場大腸菌検査	1回／年	7,920
			計	642,200
R5	ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回／年	183,700
		浄化槽法定検査	1回／年	13,000
	安久路公園	遊具点検	2回／年	39,600
		トイレ清掃業務	3回／週	425,568
		砂場大腸菌検査	1回／年	7,920
			計	669,788
R6	ゆめりあ公園	浄化槽保守点検	6回／年	183,700
		浄化槽法定検査	1回／年	13,000
	安久路公園	遊具点検	2回／年	44,000
		トイレ清掃業務	3回／週	425,568
		砂場大腸菌検査	1回／年	7,920
			計	674,188

光熱水費実績

【ゆめりあ球技場】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	1,078,638	1,242,512	1,484,402
電気料	4,009,853	3,858,140	3,690,820
水道料	1,012,539	1,039,025	1,029,421
合計	6,101,030	6,139,677	6,204,643

【竜洋スポーツ公園】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	38,350	37,030	35,854
電気料	2,758,553	2,857,214	2,885,372
水道料	627,235	631,831	512,218
合計	3,424,138	3,526,075	3,433,444

【安久路公園多目的G】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	0	0	0
電気料	84,843	79,812	92,885
水道料	210,651	191,962	272,336
合計	295,494	271,774	365,221

【稗原グラウンド】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	0	0	0
電気料	76,249	54,435	63,650
水道料	52,710	50,237	50,514
合計	128,959	104,672	114,164

【ゆめりあ公園】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	0	0	0
電気料	0	0	0
水道料	0	0	0
合計	0	0	0

【安久路公園】

単位：円

	令和4年	令和5年	令和6年
燃料費	0	0	0
電気料	61,682	33,325	34,957
水道料	122,266	107,932	95,966
合計	183,948	141,257	130,923

過去3年間の光熱水費

ゆめりあ公園

○利用実績

年度	電気料	水道料	合計
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0

安久路公園

○利用実績

年度	電気料	水道料	合計
令和4年度	61,682	122,266	183,948
令和5年度	33,325	107,932	141,257
令和6年度	34,957	95,966	130,923

スポーツ交流の里ゆめりあ

R6備品棚卸記録表

スポーツのまち推進課

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45031	1024009	モニュメント	1260×900×680	スポーツ交流の里ゆめりあ
47333	1006099	その他時計	スポーツタイマー 乾電池式	スポーツ交流の里ゆめりあ
47335	1011003	草刈機	バロネスLM40C	スポーツ交流の里ゆめりあ
47338	1011004	コンプレッサー	エアコンプレッサー(マキタAC4000)	スポーツ交流の里ゆめりあ
47339	1011017	散布機	肥料散布機 フロートキャスト芝浦MBC2030	スポーツ交流の里ゆめりあ
47344	1011099	その他機械器具類	オイルチェンジャー OC-80A	スポーツ交流の里ゆめりあ
47345	1011099	その他機械器具類	ラインパイロット	スポーツ交流の里ゆめりあ
47346	1011099	その他機械器具類	製氷機 ホシザキ IM-45L-1	スポーツ交流の里ゆめりあ
47347	1011099	その他機械器具類	スプリンクラー協立ロールカー	スポーツ交流の里ゆめりあ
47350	1011099	その他機械器具類	スプリンクラー協立ロールカー	スポーツ交流の里ゆめりあ
47362	1016007	冷蔵庫	東芝GR-323BK	スポーツ交流の里ゆめりあ
47371	1023005	マット	ゴール防護マットRT-D170103	スポーツ交流の里ゆめりあ
47372	1023015	得点板	得点盤	スポーツ交流の里ゆめりあ
47374	1023025	ライン引き	電動ペイントライン引き	スポーツ交流の里ゆめりあ
47375	1023025	ライン引き	電動ペイントライン引き	スポーツ交流の里ゆめりあ
47378	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール RT-F012930	スポーツ交流の里ゆめりあ
47385	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール RT-F012930	スポーツ交流の里ゆめりあ
47395	1023099	その他体育器具類	ニューサポータースタンド	スポーツ交流の里ゆめりあ
47402	1023099	その他体育器具類	ニューサポータースタンド	スポーツ交流の里ゆめりあ
47404	1023099	その他体育器具類	ニューサポータースタンド	スポーツ交流の里ゆめりあ
47405	1023099	その他体育器具類	ニューサポータースタンド	スポーツ交流の里ゆめりあ
47408	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47409	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47410	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47411	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47412	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47413	1023099	その他体育器具類	移動式ダッグアウト	スポーツ交流の里ゆめりあ
47414	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴールRT-R030922	スポーツ交流の里ゆめりあ
47415	1023099	その他体育器具類	スチールマット芝浦SM-3	スポーツ交流の里ゆめりあ
47416	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴール収納ラックRT-R030995	スポーツ交流の里ゆめりあ
47418	1023099	その他体育器具類	電光選手交代ボード(充電式)	スポーツ交流の里ゆめりあ
47419	1023099	その他体育器具類	電光選手交代ボード(充電式)	スポーツ交流の里ゆめりあ
47424	1028001	案内板・掲示板	触知案内板W1100×D650×H1100	スポーツ交流の里ゆめりあ
47432	1028099	その他雑器具類	スプリンクラー 共立自走式ロールカー II	スポーツ交流の里ゆめりあ
47433	1028099	その他雑器具類	スプリンクラー 共立自走式ロールカー II	スポーツ交流の里ゆめりあ
47434	1028099	その他雑器具類	テント353×533×303	スポーツ交流の里ゆめりあ
47435	1028099	その他雑器具類	スプリンクラー 共立自走式ロールカー II	スポーツ交流の里ゆめりあ
47436	1028099	その他雑器具類	テント353×533×303	スポーツ交流の里ゆめりあ
47437	1028099	その他雑器具類	テント353×533×303	スポーツ交流の里ゆめりあ
47438	1028099	その他雑器具類	スプリンクラー 共立自走式ロールカー II	スポーツ交流の里ゆめりあ
47439	1028099	その他雑器具類	テント353×533×303	スポーツ交流の里ゆめりあ
47440	1029002	貨物自動車	マツダダンプカー 浜松400そ799	スポーツ交流の里ゆめりあ
47441	1029002	貨物自動車	スズキキャリアダンプ(EBD-DA63T)浜松480き3209	スポーツ交流の里ゆめりあ
47445	1029005	特殊自動車	いすゞキャリアカー 浜松100き7737	スポーツ交流の里ゆめりあ
47446	1029008	リヤカー	折りたたみ式	スポーツ交流の里ゆめりあ

47448	1029099	その他車両類	トラクタ芝浦GS120PT	スポーツ交流の里ゆめりあ
49102	1013021	テレビ	55型液晶テレビ Panasonic TH-L55DT60	スポーツ交流の里ゆめりあ
56727	1028099	その他雑器具類	キャラバンジャパン DX-C3060L スチールフ	スポーツ交流の里ゆめりあ
56728	1028099	その他雑器具類	キャラバンジャパン DX-C3060L スチールフ	スポーツ交流の里ゆめりあ
58021	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴールポスト(KOFU-R2 H=13.0m/7.0	スポーツ交流の里ゆめりあ
58022	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴールポスト(KOFU-R2 H=13.0m/7.0	スポーツ交流の里ゆめりあ
58023	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴールポストウインチリフター(KOFU	スポーツ交流の里ゆめりあ
58024	1023099	その他体育器具類	ラグビーゴールポスト保管台車(KOFU-R2用)	スポーツ交流の里ゆめりあ
60559	1023030	サッカーゴール	フットサルゴール テクノ(株) 3-22-570 アルミ	スポーツ交流の里ゆめりあ

竜洋スポーツ公園サッカー場

R6備品棚卸記録表

スポーツのまち推進課

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
47342	1011099	その他機械器具類	散水器 (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47343	1011099	その他機械器具類	散水器 (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47381	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール(アルミ製F0903) (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47383	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール(アルミ製F0903) (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47384	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール(アルミ製F0903) (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47427	1028099	その他雑器具類	ベンチテント (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47429	1028099	その他雑器具類	アルミ製階段 キャスター付 (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47430	1028099	その他雑器具類	ベンチテント (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
47431	1028099	その他雑器具類	パイプテント 3方幕付 (スポーツ公園)	竜洋スポーツ公園サッカー場
57462	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール(アルミ製F903)	竜洋スポーツ公園サッカー場
57463	1023030	サッカーゴール	ルイ高 ポトハンター3s(一般用) RT-F01193	竜洋スポーツ公園サッカー場

安久路公園多目的広場

R6備品棚卸記録表

スポーツのまち推進課

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
44965	1011099	その他機械器具類	自走式散水機 ロールカーⅡ(安久路)	安久路公園多目的広場
44968	1011099	その他機械器具類	自走式散水機 ロールカーⅡ(安久路)	安久路公園多目的広場
51913	1028009	物置	イナバ物置 NXN-55S	安久路公園多目的広場

稗原グラウンド

R6備品棚卸記録表

スポーツのまち推進課

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
47379	1023030	サッカーゴール	B-4485(稗原グラウンド)	稗原グラウンド
47386	1023030	サッカーゴール	アルミサッカーゴール 3-21-710(稗原グラ	稗原グラウンド
62670	1023030	サッカーゴール	テクノ(株)一般サッカーゴール オールアルミ	稗原グラウンド

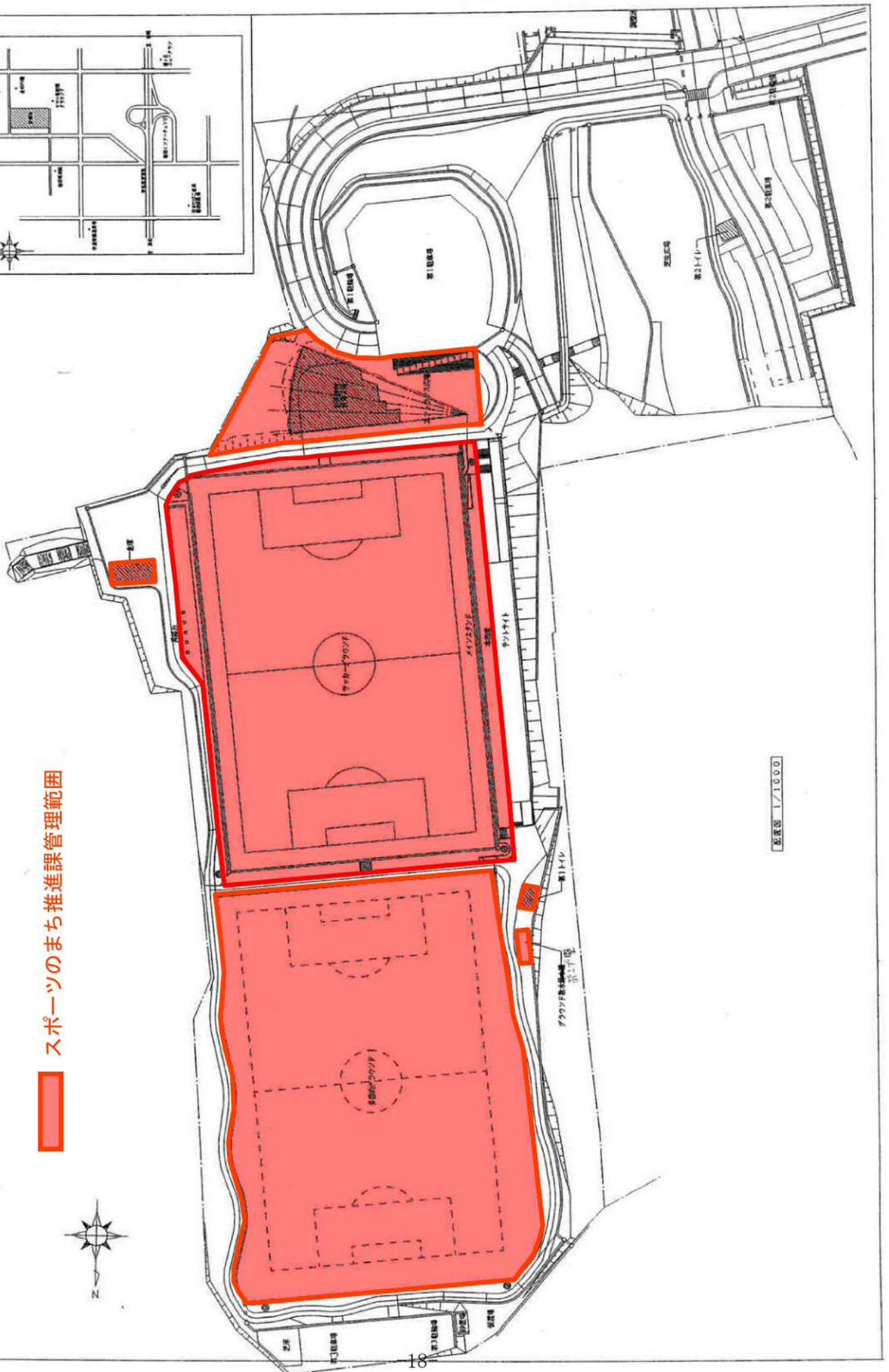
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外5施設

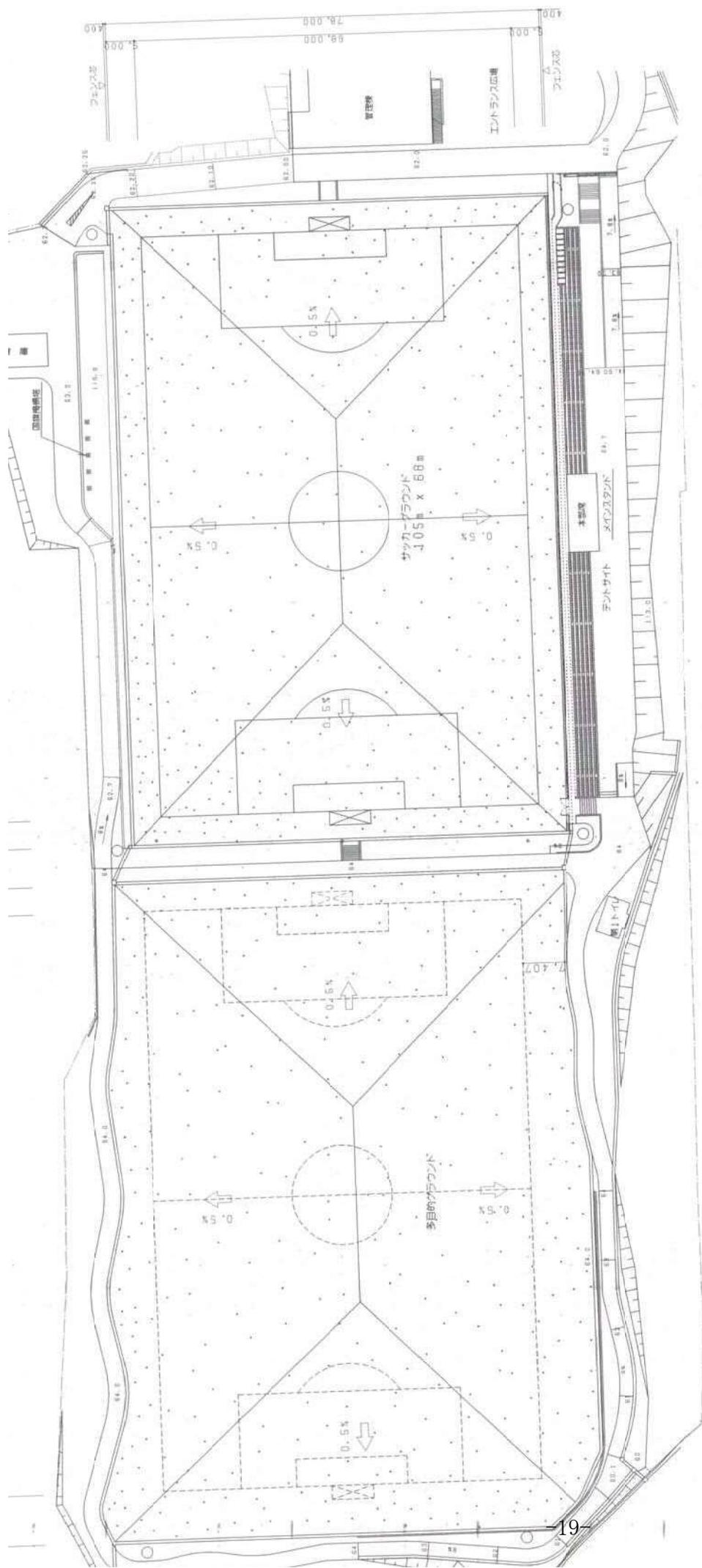
施設平面図面一覧表

No.	施設名称	ページ番号
1	ゆめりあ球技場グラウンド	19
2	ゆめりあ球技場管理棟	23
3	ゆめりあ球技場フットサルコート	29
4	ゆめりあ球技場臨時駐車場	30
5	ゆめりあ公園	31
6	竜洋スポーツ公園	32
7	安久路公園多目的グラウンド	36
8	安久路公園	37
9	磐田稗原グラウンド	38

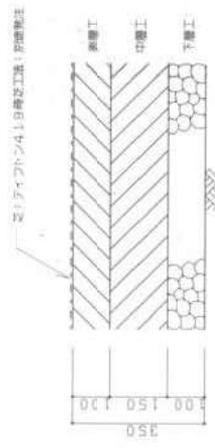
ゆめりあ球技場

スポーツのまち推進課管理範囲

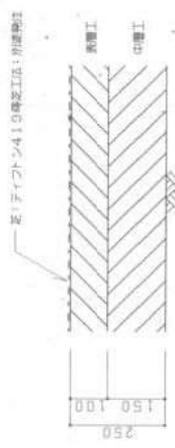




計画平面図 1:500



サッカーグラウンド舗装断面図 1:10



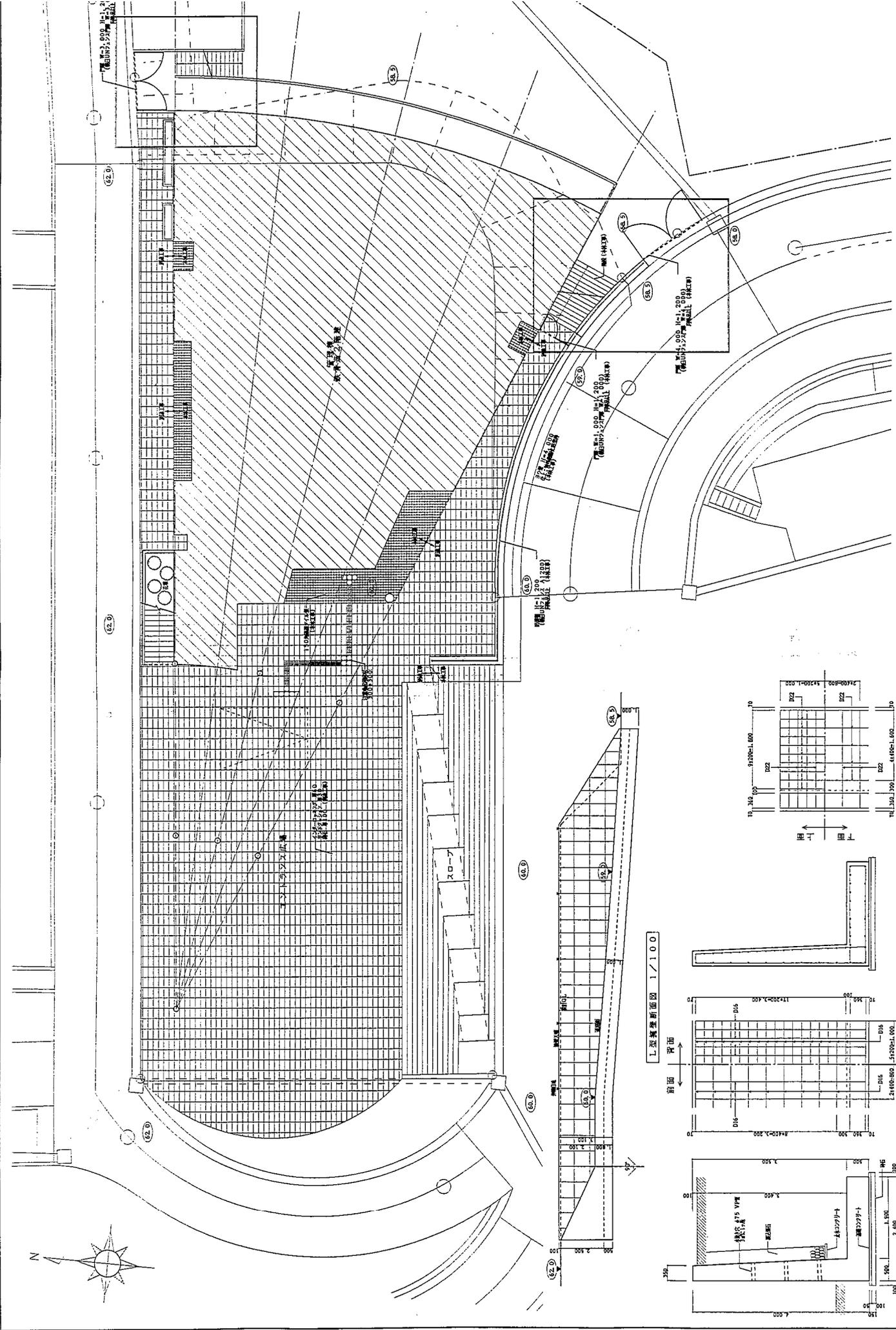
多目的グラウンド舗装断面図 1:10

芝床構成

名称	播 種	数 量
中層舗装	チーフトン芝 419 (播芝工法)	8,970.00 m <sup>2</sup>
下層舗装	チーフトン芝 419 (播芝工法)	8,977.76 m <sup>2</sup>

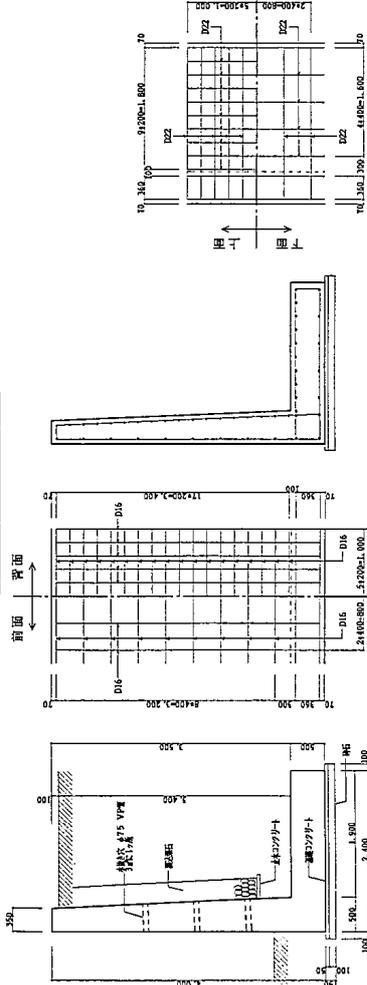






外観図 1/100

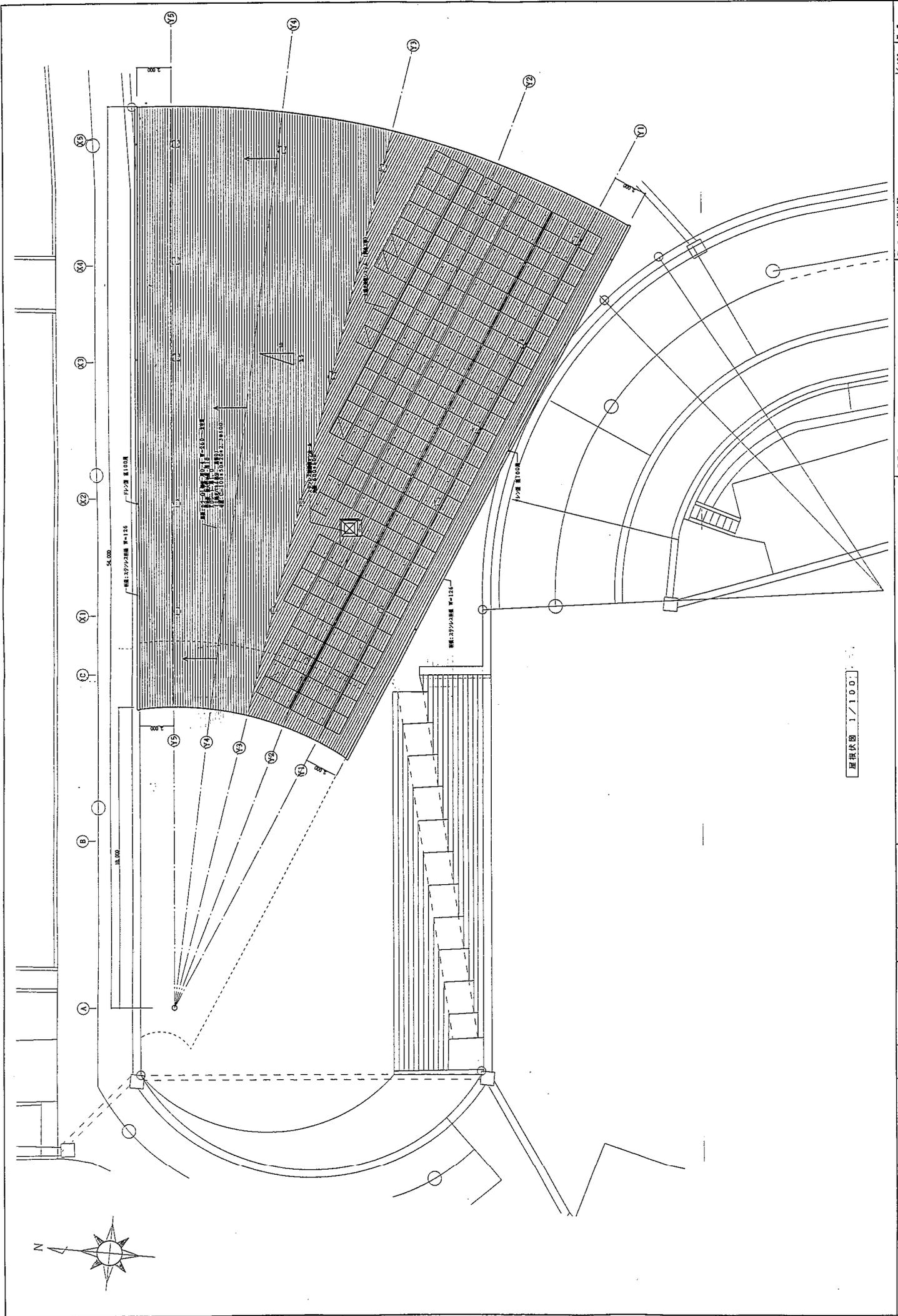
L型断面図 1/100



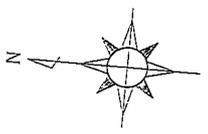
L型断面詳細図, 配筋図 1/40

図名	外観図 NO.1
スケール	1/100
設計者	小林秀典
設計日	平成13年度
設計所	(株) 岩田スポート交流の里管理棟外建施工 (建設)
図番	1/100
図名	外観図 NO.1
スケール	1/100
設計者	小林秀典
設計日	平成13年度
設計所	(株) 岩田スポート交流の里管理棟外建施工 (建設)
図番	1/100
図名	L型断面詳細図, 配筋図
スケール	1/40
設計者	小林秀典
設計日	平成13年度
設計所	(株) 岩田スポート交流の里管理棟外建施工 (建設)
図番	1/40



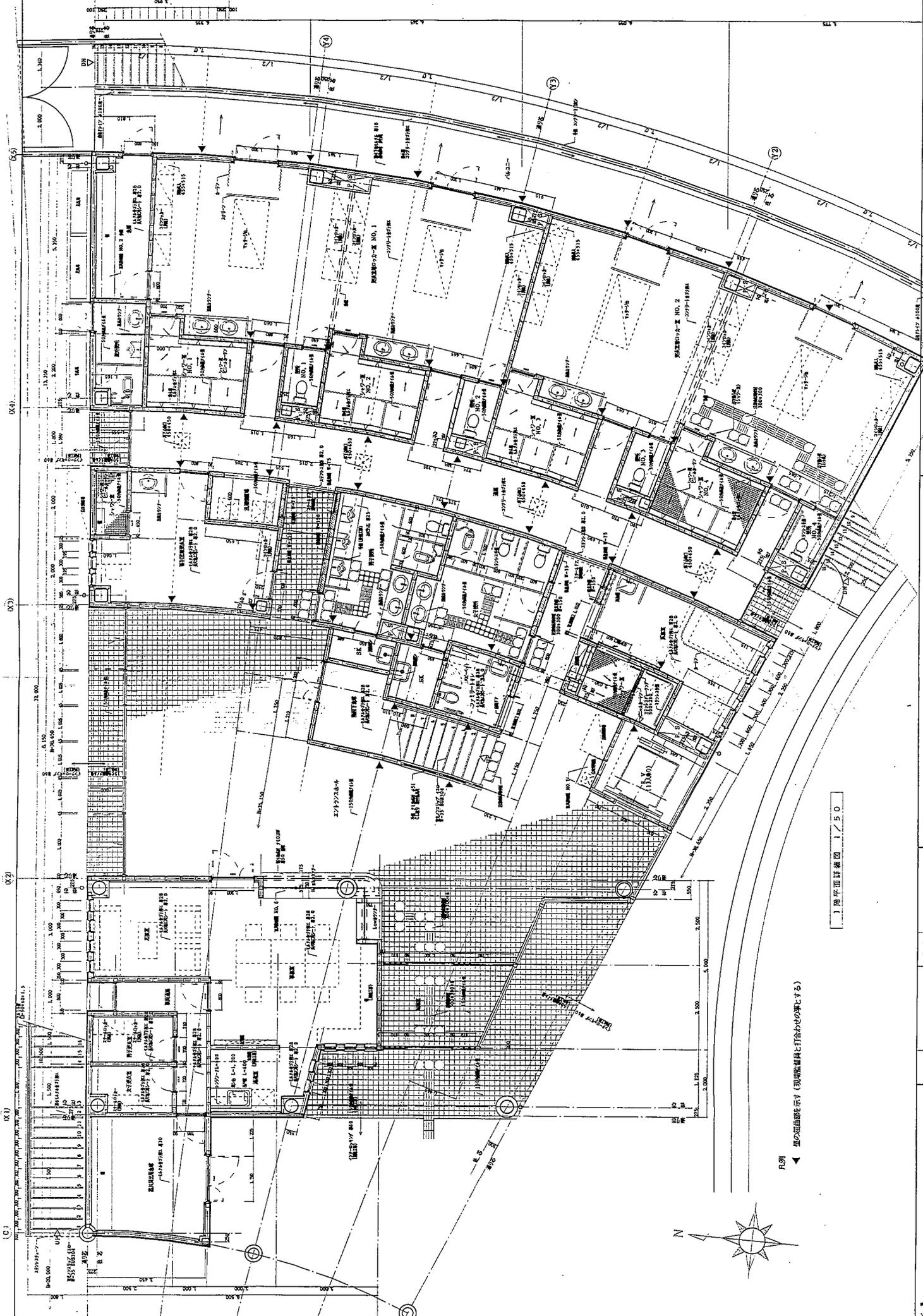


屋根状図 1/100



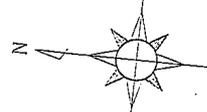
図名 屋根状図	図番 17	縮尺 1/100	1/96
工事名 平成13年度 (仮称) 藤田スホーツ交流の基盤整備外環線工事 (建築)			
株式会社 創亜開発 〒460-0001 愛知県西尾市藤田6-3 TEL (0520) 34-7035 (代) FAX (0520) 34-9773 一級建築士事務所 登録(6)第1369号 建築士登録番号195353 小村秀樹			
設計者 創亜開発	監理者 創亜開発	建築士 小村秀樹	建築士 小村秀樹





1階平面詳細図 1/250

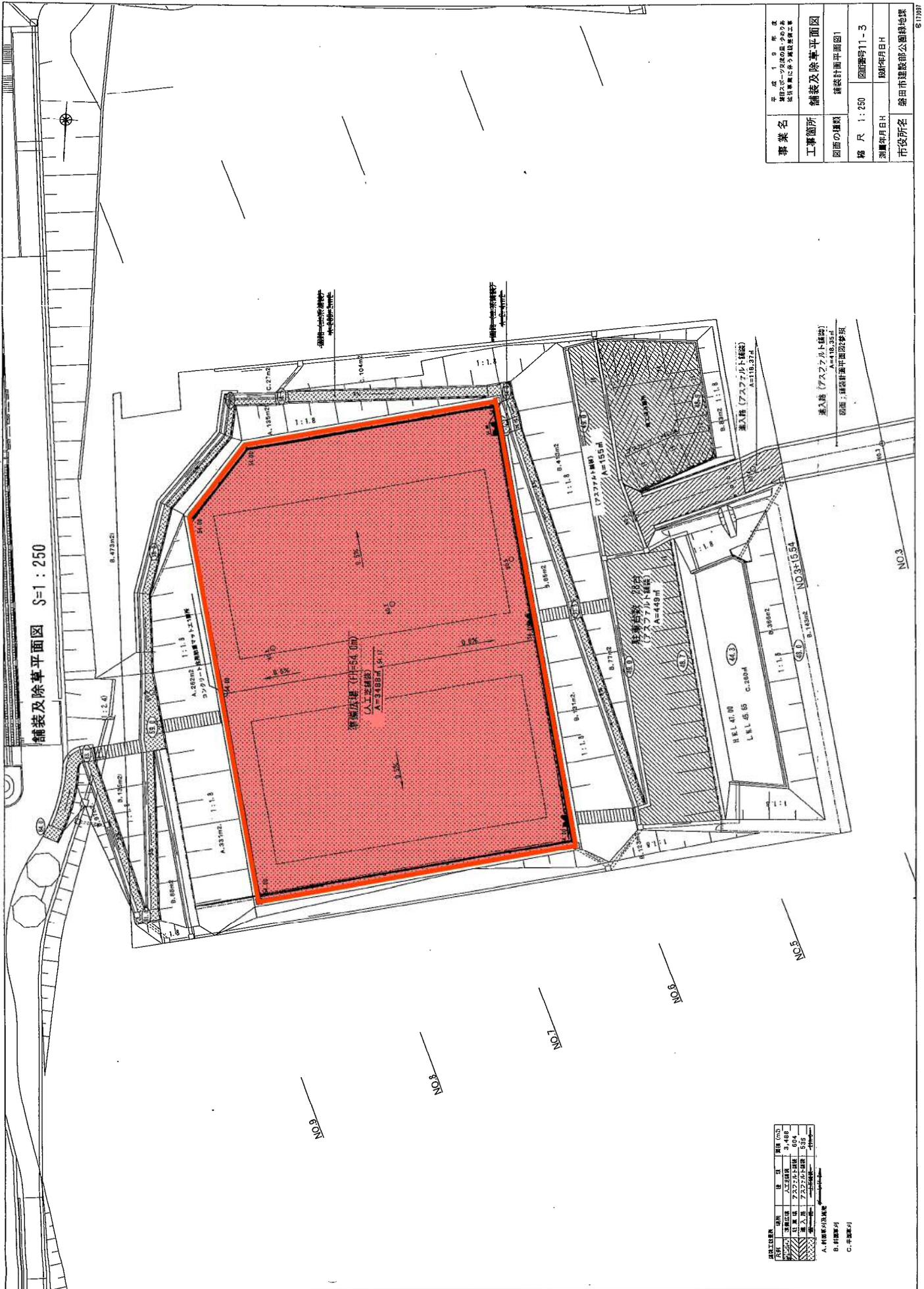
凡例  
 ◀ 壁の端部破線表示 (現場監理員と打ち合わせによる)



株式会社 創 業 開 発 本社 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL (03)3034-1039 (代) FAX (03)3037-5933 一級建築士事務所 登録(03)5133694 一級建築士事務所195353 小倉事務所	1階平面詳細図 2019年 (名称) 船橋スルースタイルの管理棟外構工事 19 96
--	--



舗装及除草平面図 S=1:250



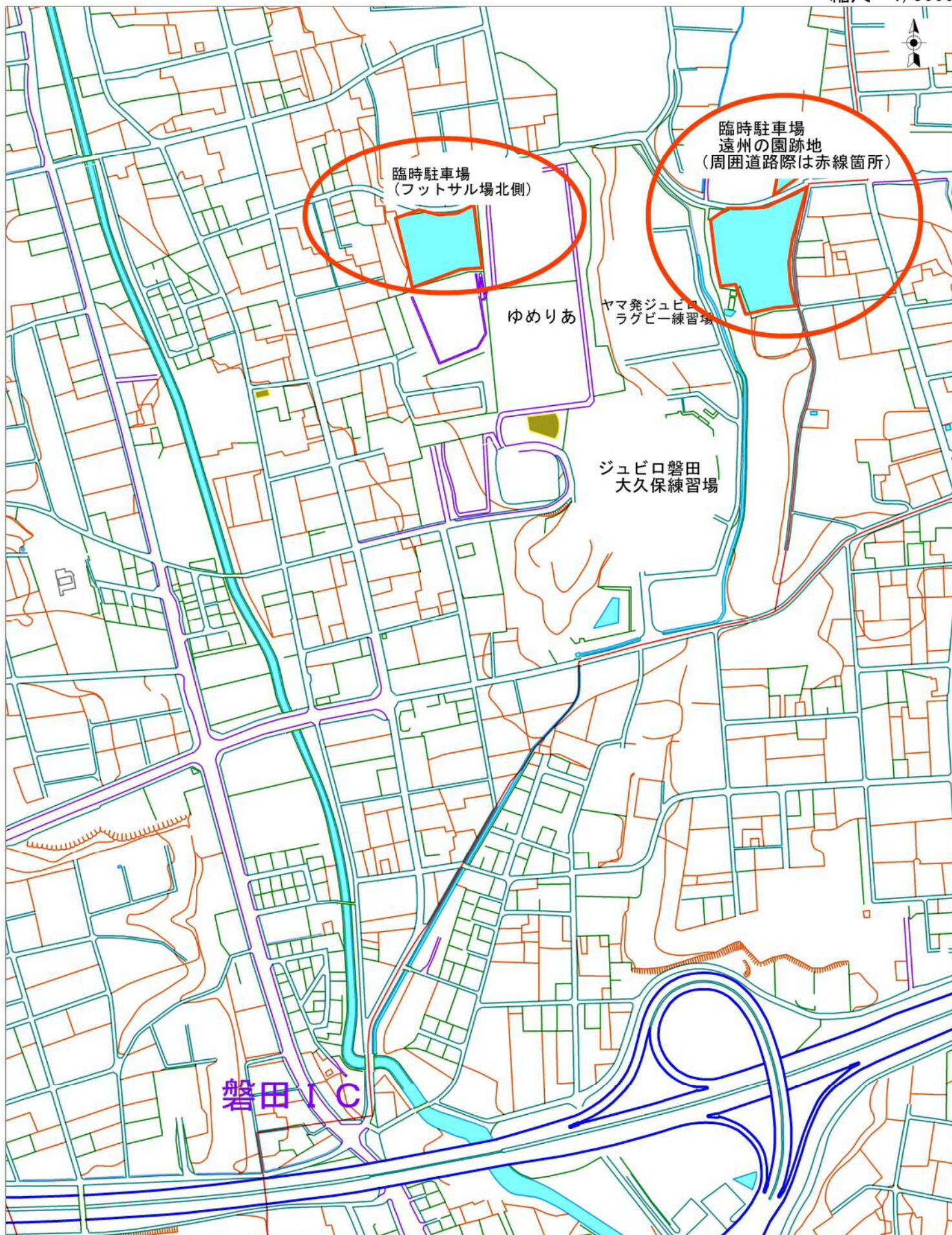
種別	面積 (㎡)	備註
草場広場	54.0	
人工芝敷設	2488.4	
軽便倉庫/貯庫	449.0	
出入口	155.0	
出入口	119.37	
その他	1.23	
合計	3246.0	

A. 敷設部分面積  
B. 材料量  
C. 草種別

事業名	平成19年度 緑化事業(芝生)の取組 取組費に於て草種敷設工事
工事箇所	舗装及除草平面図
図面の種類	舗装計画平面図
縮尺	1:250
測量年月日	図面番号11-3
測量年月日	図面年月日
市役所名	盛岡市建設部公園緑地課

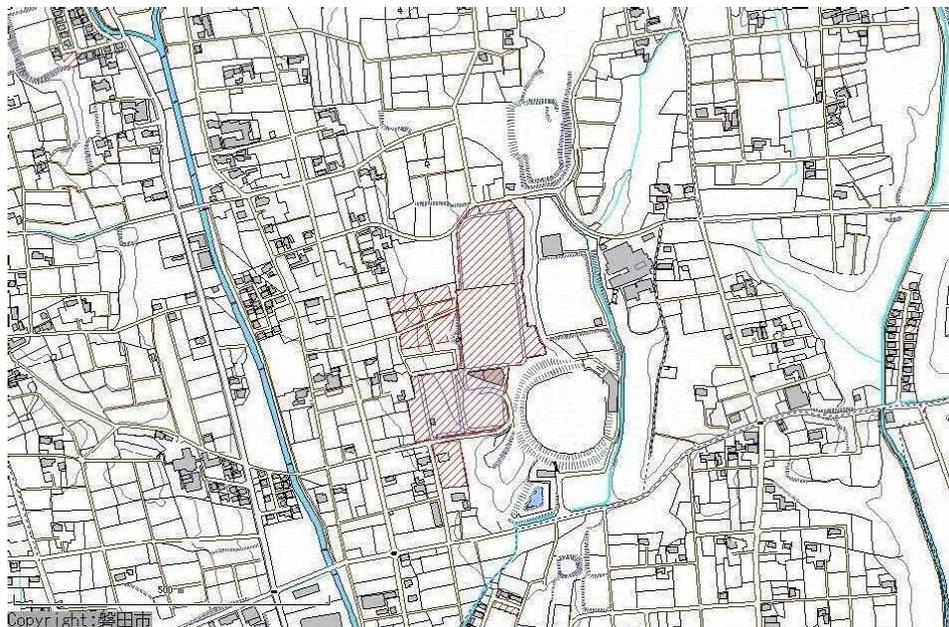
# ゆめりあ球技場 臨時駐車場（位置図）

縮尺 1/5000



100m

磐田スポーツ交流の里ゆめりあ（位置図）

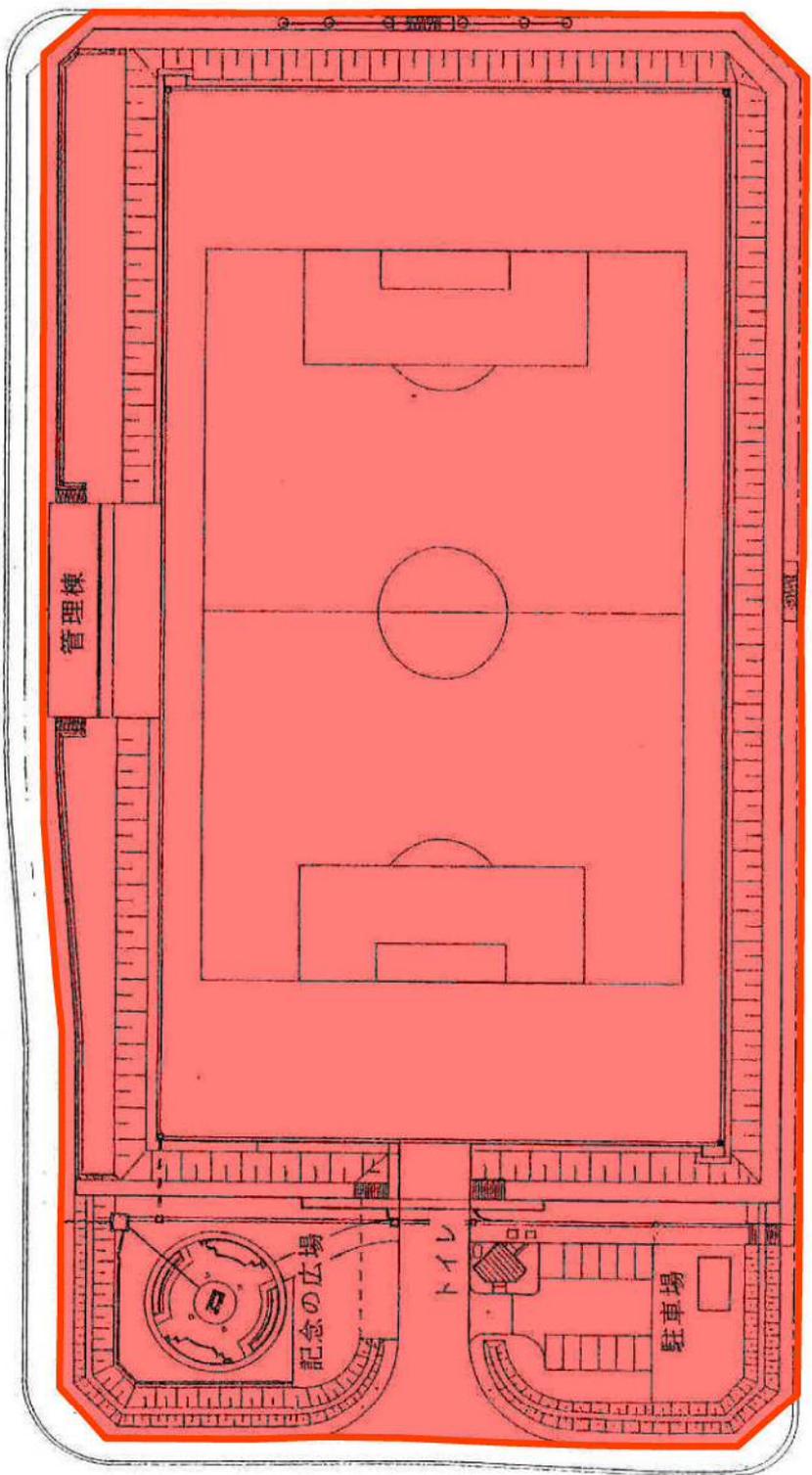


【樹木管理】  
 低木刈込…1,170㎡  
 高木弱選定(40~60cm) …140本  
 高木弱選定(80~100cm) …15本  
 高木仕立物選定…9本

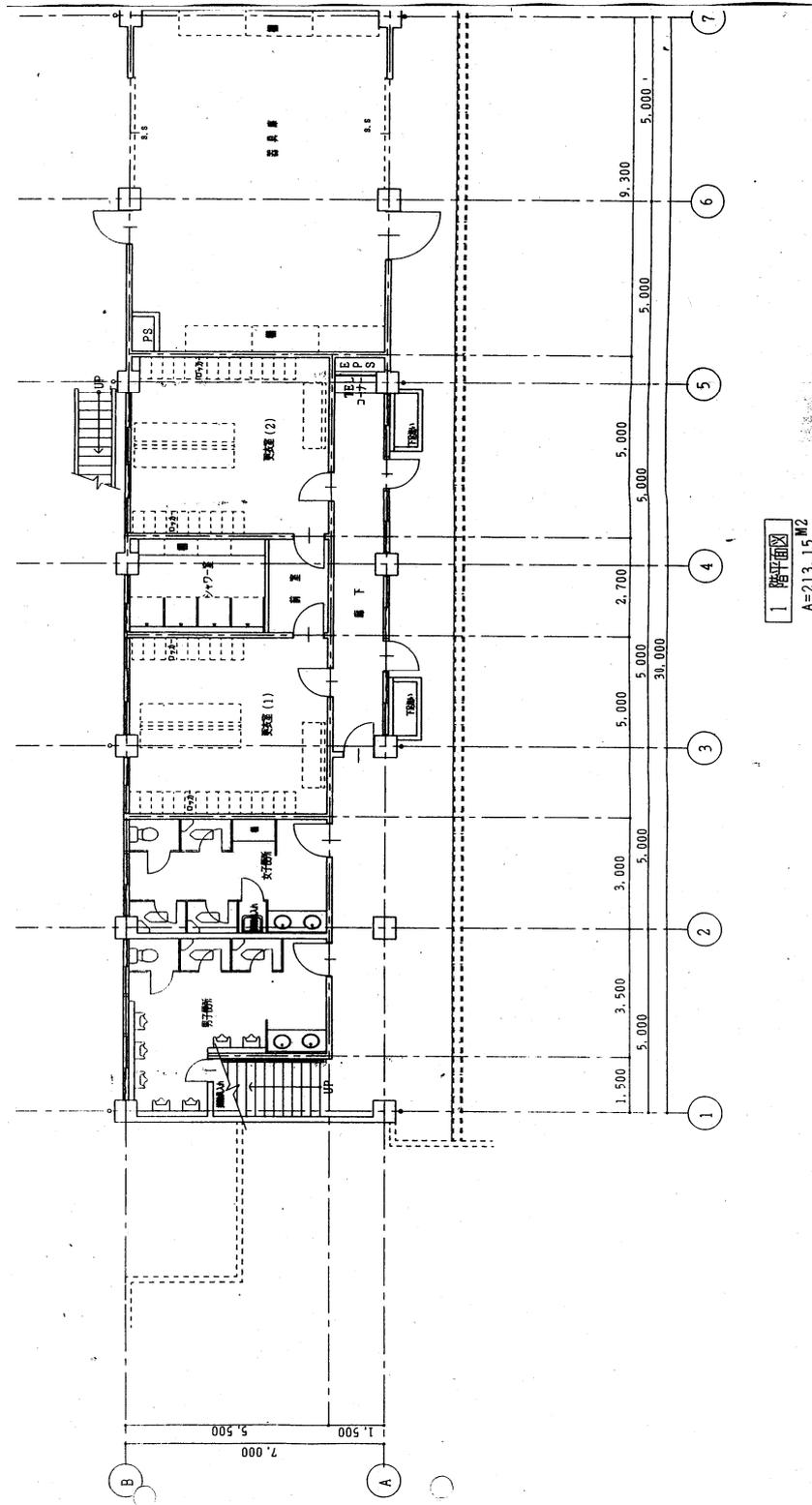
竜洋スポーツ公園

S=1:1,000

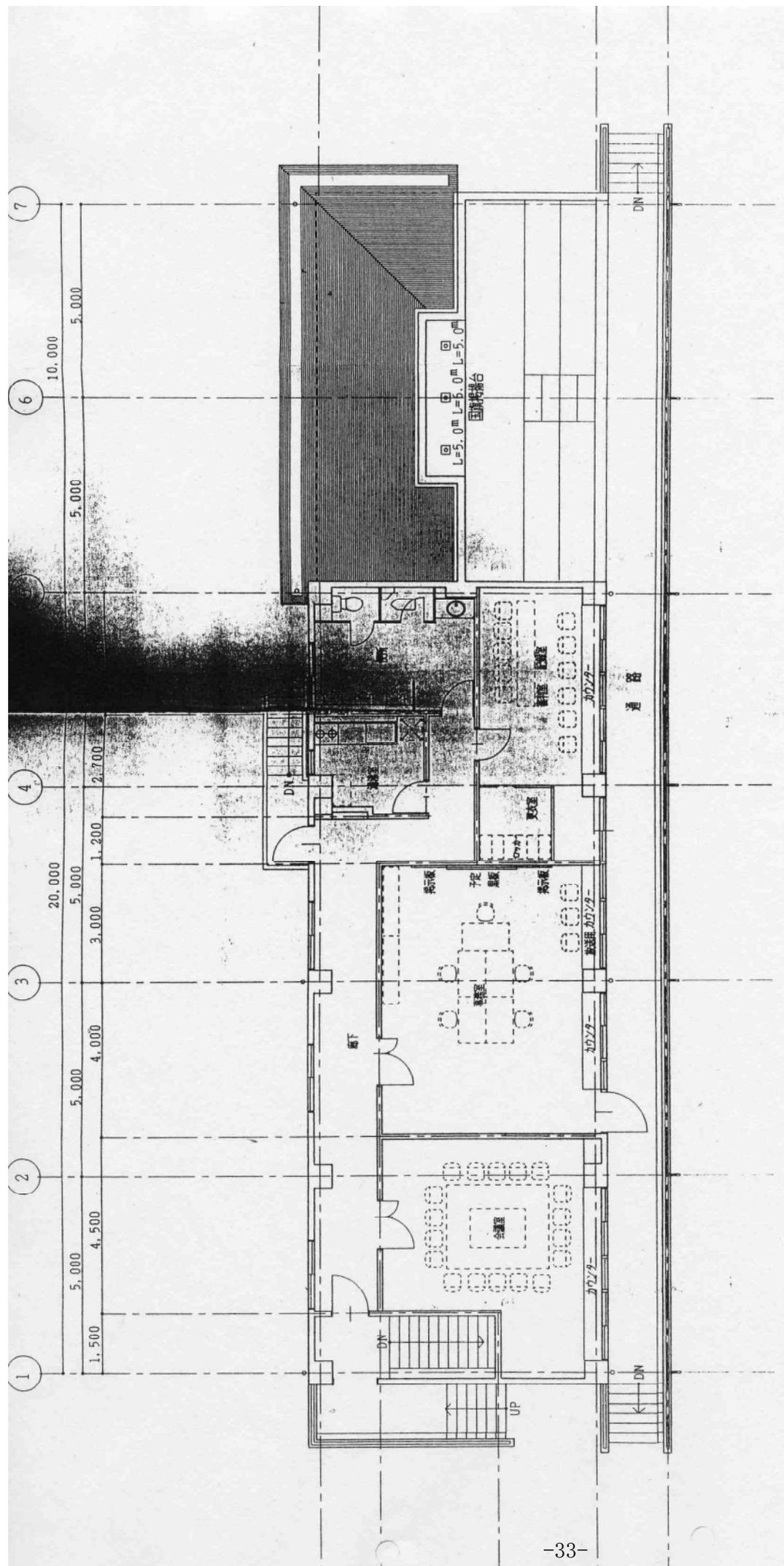
【芝生管理】  
 芝刈(ロータリ一式) …477㎡  
 芝化(肩掛式) …612㎡  
 スタント…3,392㎡



スポーツのまち推進課管理範囲



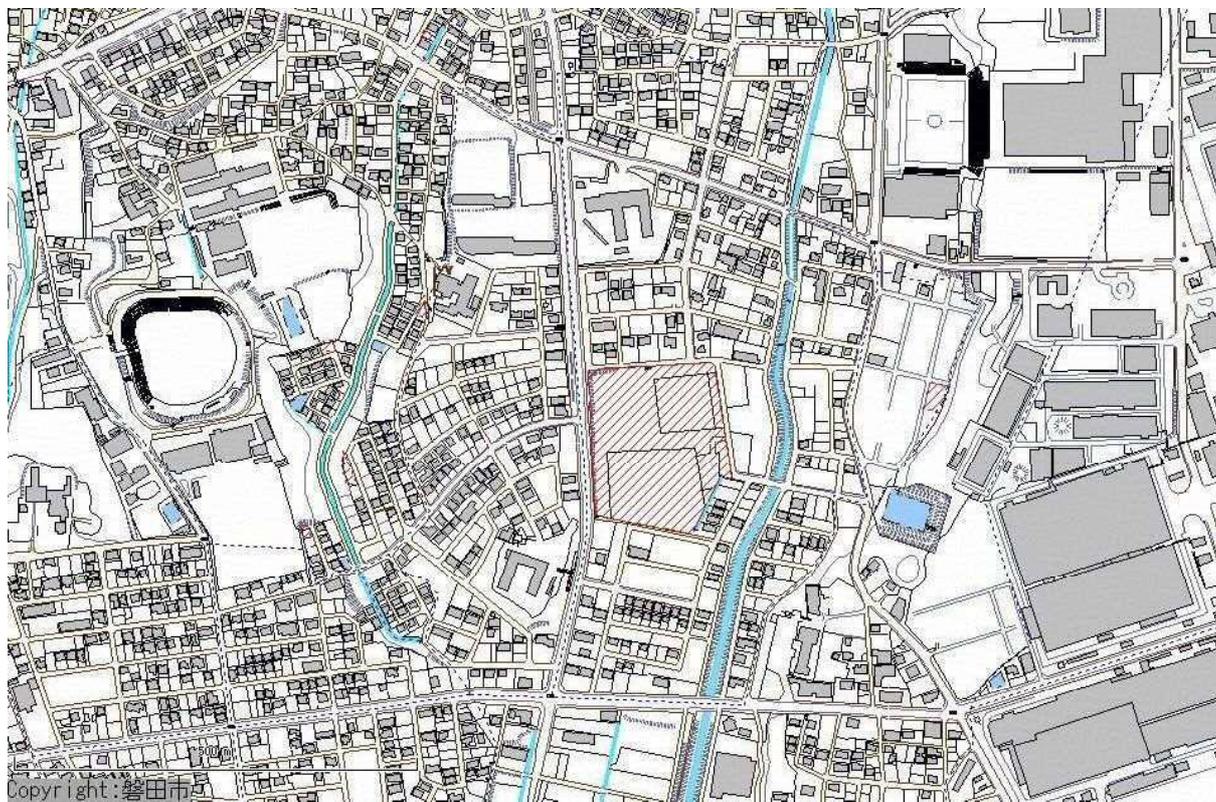
1 階平面図  
A=213.15 M<sup>2</sup>





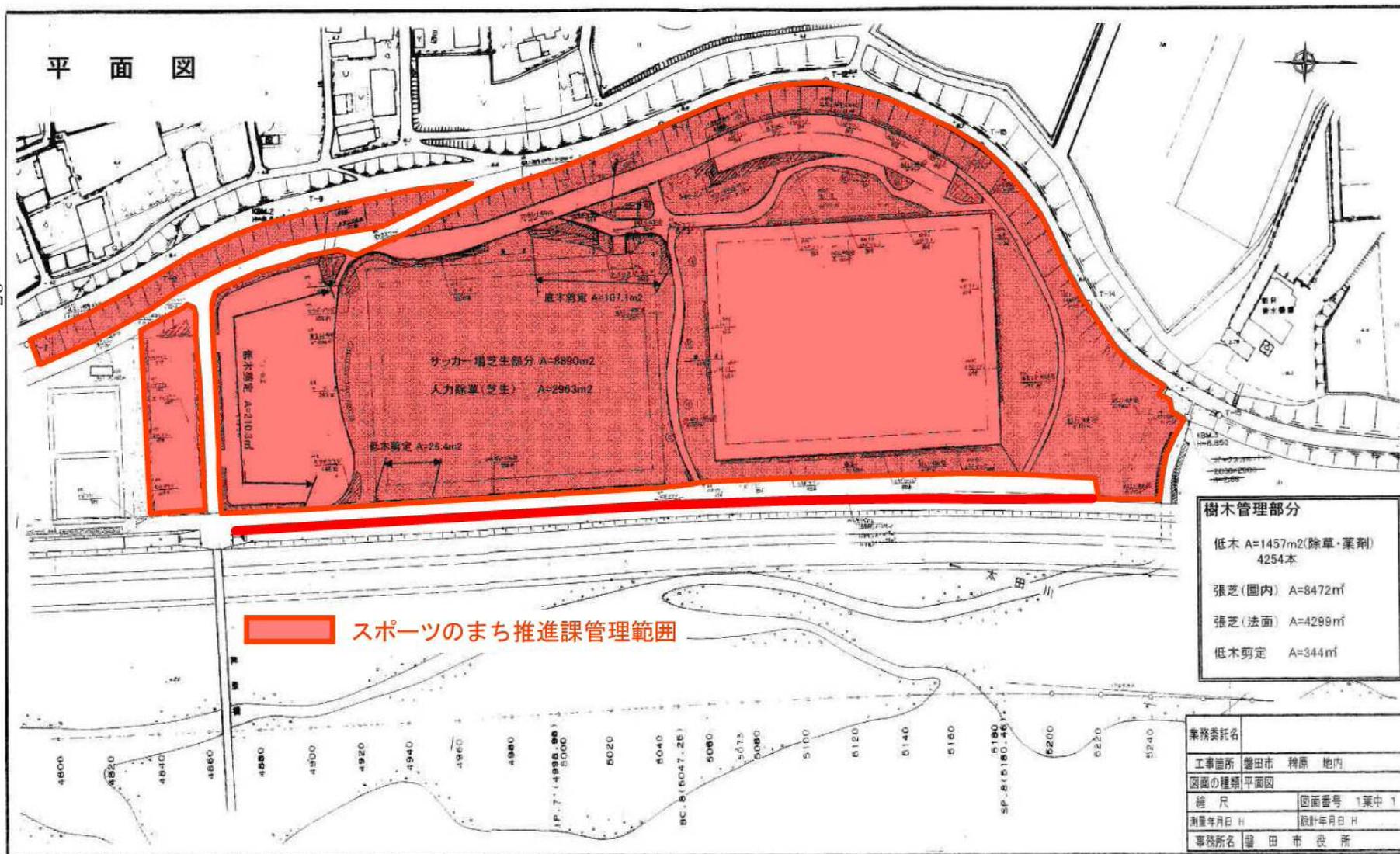


安久路公園（位置図）



磐田稗原グラウンド

平面図



改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年3月27日条例第9号

平成19年7月6日条例第24号

平成23年3月24日条例第15号

平成24年12月25日条例第38号

平成25年3月22日条例第18号

平成25年12月19日条例第40号

平成26年12月22日条例第39号

平成27年7月7日条例第32号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第28号

平成31年3月18日条例第5号

令和元年7月3日条例第4号

令和2年12月18日条例第46号

令和4年7月7日条例第18号

磐田市体育施設に関する条例

(設置)

**第1条** 磐田市は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

**第3条** 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
- (2) スポーツに関する情報提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第4条** 別表第1に掲げる体育施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

**第5条** 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、体育施設の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 体育施設の設置目的に従い、使用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

**第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用許可に関する業務
- (3) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

**第7条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

**第8条** 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

**第9条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

**第10条** 指定管理者は、体育施設の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

（開場時間等）

**第11条** 体育施設の開場時間及び休場日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（入場の制限）

**第12条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行するおそれがあると認められるとき。
- （2） その他管理上支障があると認められるとき。

（利用等の許可）

**第13条** 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。  
2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（利用許可の制限）

**第14条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

- （1） その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 体育施設の管理上支障があるとき。
- （3） 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
- （4） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

**第15条** 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、利用者に損害を生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

**第16条** 利用者は、体育施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

**第17条** 利用者は、体育施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

**第18条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

**第19条** 体育施設の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

**第20条** 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第21条** 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定め

る場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

**第22条** 指定管理者、利用者及び入場者は、体育施設の施設又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例（昭和57年磐田市条例第2号）、福田町社会体育施設等に関する条例（昭和63年福田町条例第20号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年福田町条例第24号）、福田町はまぼう公園の設置及び管理に関する条例（平成13年福田町条例第2号）、竜洋海洋センター条例（昭和58年竜洋町条例第12号）、竜洋体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年竜洋町条例第20号）、竜洋町都市公園条例（昭和60年竜洋町条例第13号）若しくは豊田町運動公園等使用条例（昭和49年豊田町条例第10号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例（平成10年磐南行政組合条例第11号）（以下これらを「合併前等の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前等の条例の例による。

#### 附 則（平成18年3月29日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

3 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成19年 3 月27日 条例第 9 号)

この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成19年 7 月 6 日 条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 4 条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前においても、新条例第 5 条及び第 7 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例 (以下「旧条例」という。) の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則** (平成23年 3 月24日 条例第15号)

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

**附 則** (平成24年12月25日 条例第38号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成25年 3 月22日 条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例 (以下「新条例」という。) 附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長が体育施設の管理をする場合において、この条例の施行の日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為は、新条例附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

**附 則** (平成25年12月19日 条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月22日条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧体育施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

附 則 (平成27年12月21日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止)

3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（平成17年磐田市条例第200号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（以下「旧テニスコート場条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の磐田市体育施設に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該利用に係る利用料金については、旧テニスコート場条例の規定による利用料金を適用する。

（磐田市都市公園条例の一部改正）

5 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成29年12月19日条例第28号）

#### 改正

令和4年7月7日条例第18号

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月18日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年12月18日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の磐田市体育施設に関する条例別表第3の5磐田温水プールの規定及び同表の6福田屋内スポーツセンターの規定により行われているプリペイドカード式回数利用券の利用に関しては、同表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**（令和4年7月7日条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**別表第1**（第2条関係）

名称	位置
磐田市総合体育館	磐田市見付4075番地1
磐田市陸上競技場	磐田市見付4075番地1
磐田弓道場	磐田市見付4075番地1
磐田かぶと塚公園グラウンド	磐田市見付4075番地1
磐田卓球場	磐田市見付4075番地1
磐田アーチェリー場	磐田市見付4075番地1
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市大久保892番地36

磐田安久路公園多目的グラウンド	磐田市安久路 2 丁目10番地 4
磐田城山球場	磐田市見付190番地
磐田兎山公園野球場	磐田市鎌田2262番地
磐田東大久保運動公園テニスコート	磐田市見付809番地 2
磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809番地 2
磐田天竜川グラウンド	磐田市寺谷地先
磐田稗原グラウンド	磐田市稗原地先
磐田温水プール	磐田市刑部島274番地 3
磐田相撲場	磐田市国府台19番地
福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393番地 1
福田南島体育館	磐田市南島387番地
福田公園野球場	磐田市福田中島3756番地43
福田公園テニスコート	磐田市福田中島3756番地43
福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756番地43
はまぼう公園グラウンド	磐田市福田3000番地
竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋センタープール	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋公園野球場	磐田市駒場6866番地 5
竜洋スポーツ公園サッカー場	磐田市南平松 8 番地
竜洋海洋公園テニスコート	磐田市駒場6866番地 5
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	磐田市豊岡地先
豊田加茂グラウンド	磐田市加茂618番地
豊田野球場	磐田市一言1062番地 1
豊田加茂テニスコート	磐田市加茂611番地 1
豊田ラブリバー公園テニスコート	磐田市下本郷1005番地 1
豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先
豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先

**別表第 2 (第11条関係)**

区分	利用時間	休場日
----	------	-----

磐田市総合体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	毎月第2火曜日及び第4火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
磐田城山球場		
磐田弓道場		
磐田卓球場		
磐田アーチェリー場		
磐田市陸上競技場	午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日まで
磐田兎山公園野球場		
福田屋内スポーツセンター	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	金曜日 12月29日から翌年1月3日まで
竜洋海洋センタープール	午前9時から午後9時まで。ただし、屋外プールは午前9時から午後5時までとする。	9月1日から翌年6月30日まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	午前8時30分から午後5時まで	月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日とする。
磐田稗原グラウンド		
磐田温水プール	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	12月29日から翌年1月3日まで
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日まで
竜洋スポーツ公園サッカー場		
竜洋海洋センター体育館		
竜洋海洋公園野球場		
竜洋海洋公園テニスコート		
磐田東大久保運動公園テニスコート		
豊田加茂テニスコート		
豊田ラブリバー公園テニスコート		

ト		
福田南島体育館		
磐田かぶと塚公園グラウンド	午前 8 時30分から午後 5 時まで	
磐田東大久保運動公園グラウンド		
磐田天竜川グラウンド		
はまぼう公園グラウンド		
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド		
豊岡天竜川グラウンド		
磐田相撲場		
福田公園テニスコート		午前 6 時30分から午後 9 時30分 まで
福田公園多目的グラウンド		
福田公園野球場	午前 6 時30分から午後 6 時30分 まで	
豊田加茂グラウンド	午前 5 時から午後 7 時まで	
豊田野球場		
豊田天竜川グラウンド		

別表第 3 (第19条関係)

1 磐田市総合体育館

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 9 時30分まで
大体育場	円 6,930	円 7,920	円 6,930
小体育場	1,650	1,890	1,650
武道場	2,310	2,640	2,310
大会議室	1,000	1,140	1,000
小会議室	770	880	770

大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額

武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
大体育場	1時間当たり 1,740円
小体育場	1時間当たり 200円
武道場	1時間当たり 260円
<p>大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額</p> <p>武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額</p>	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
電光得点表示板	1回	1,320円	
バスケットボール用具	1組	550円	移動式ゴール

バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
フットサル用具	1組	220円	ゴール、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット
庭球用具	1組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1組	110円	支柱、ネット
バウンドテニス用具	一式	110円	
トランポリン	1台	330円	
柔道畳	1畳	20円	
体操全種目用具	一式	2,200円	
体操器具（ゆか）	1種目	550円	
その他体操用具	1種目	330円	
放送用具	一式	550円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
組立ステージ	一式	1,100円	
シート	1枚	50円	
更衣ロッカー	1回	50円	
上記以外の体操器具	1種目	50円	

(エ) 個人利用

区分		金額
一般	1人1回	300円
	回数券（12枚つづり）	3,080円
高等学校生徒以下	1人1回	150円
	回数券（12枚つづり）	1,530円

2 磐田市陸上競技場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで

全部利用	円	円
	7,700	8,800
一部利用	6,160	7,040

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 午後5時以後利用する場合は、午後1時から午後5時までの利用時間区分の利用料金の1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）に相当する額を基準として計算する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
放送設備	一式	550円	
陸上競技用具	一式	3,300円	
スターティングブロック	1台	20円	
ハードル	1台	20円	
やり	1本	50円	
円盤	1個	50円	
砲丸	1個	50円	
ハンマー	1個	50円	
走り高跳び用器具	一式	330円	
棒高跳び用器具	一式	550円	
3000m障害物	一式	330円	
表彰台	1組	110円	

長椅子	1脚	10円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
写真判定装置	一式	1,650円	

（ウ） 個人利用

区分		金額
一般	1人1回	220円
	回数券（12枚つづり）	2,240円
高等学校生徒以下	1人1回	110円
	回数券（12枚つづり）	1,120円

3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場

（ア） 施設利用料金

区分		午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
		円	円	円
サッカーグラウンド		13,860	15,840	13,860
多目的グラウンド		10,160	11,610	10,160
フットサルコート2面		13,470	15,400	13,470
管理棟	会議室（全部利用）	1,000	1,140	1,000
	会議室（2分の1利用）	500	570	500
	多目的室	1,000	1,140	1,000
フットサルコートの1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金には競技用具の利用を含む。
- 7 サッカーグラウンド又は多目的グラウンドと同時に利用する場合のフットサルコートの利用料金は、上記利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
サッカーグラウンド	1時間当たり 3,630円
多目的グラウンド	1時間当たり 1,370円
フットサルコート1面	1時間当たり 190円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
放送設備	一式	550円

4 磐田城山球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
	全部利用	円 6,000	円 6,860
一部利用	4,770	5,450	4,770

備考

- 1 一部利用とは、観客席以外の利用をいう。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
野球場	1時間当たり 4,290円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
スコアボード	1回	1,580円
放送設備	一式	1,580円

備考 野球場の全部を利用する場合においてスコアボードを利用するときは、スコアボードの利用料金は、徴収しない。

(エ) 物品販売利用料金

区分	単位	金額
指定場所の物品販売	3.3平方メートル	1,330円
物品立売	1人	670円

5 磐田温水プール

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正	午後1時から午後5	午後6時から午後9

		午まで	時まで	時30分まで
会議室	大会議室	円 1,190	円 1,360	円 1,190
	小会議室	円 1,000	円 1,140	円 1,000

(イ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(ウ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(エ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

6 福田屋内スポーツセンター

(ア) 施設利用料金

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
プール	全部利用	18,650円	34,520円	18,650円
	一部利用	1コース1時間 2,150円		
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
武道場	1面	1,730円	1,980円	1,730円

ミーティングルーム	690円	790円	690円
-----------	------	------	------

備考

- 1 プール一部利用とは、3コースまでの利用をいう。
- 2 武道場1面とは、武道場の2分の1の区画をいう。
- 3 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 5 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 7 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
武道場	1面	1時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
武道場		1人1回	350円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(エ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(オ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

7 福田南島体育館

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
体育室	全面	円 520	円 600	円 520
	2分の1面	260	300	260
多目的スペース		300	350	300
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
体育室	全面	1時間当たり 400円
	2分の1面	1時間当たり 200円
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額		

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

8 竜洋海洋センター

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
体育館	全面	円 1,540	円 1,760	円 1,540
研修室		770	880	770
体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額 体育館及び研修室を個人利用する場合の利用料金は、1人1回につき110円とする。				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
体育館	1時間当たり 400円
体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

器材名	時間	金額	乗員
OPヨット	1艇1時間	110円	中学校生徒以上 1人
カヌー	1艇1時間	110円	1人
ダブルスカル	1艇1時間	220円	2人
12フィートヨット	1艇1時間	220円	小学生徒 4人 中学校生徒以上 3人
ローボート	1艇1時間	330円	5人
カッター	1艇1時間	440円	7人

(エ) 個人利用

区分			金額	
プール	当日券	小学生徒未満の者	1人1回 50円	
		小・中学校生徒	1人1回 110円	
		上記以外の者	1人1回 220円	
	回数券	小学生徒未満の者	50円券(24枚つづり)	1,020円
		小・中学校生徒	110円券(12枚つづり)	1,120円
		上記以外の者	220円券(6枚つづり)	1,120円

9 竜洋スポーツ公園サッカー場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
	グラウンド	円	円

	5,770	6,600	5,770
会議室	690	790	690
更衣室	460	520	460
審判室	460	520	460

備考

- 1 グラウンド利用料金は、放送設備及び競技用器具の利用を含む。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
グラウンド	1時間当たり 3,630円
3分の2灯又は3分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

10 その他の野球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分	午前6時30分から午前8時	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分

		まで	30分まで			まで		まで
磐田兎山公園野球場		円	円	円	円	円	円	円
		＼	＼	2,230	2,550	＼	＼	＼
福田公園野球場	グラウンドのみ利用	＼	1,270	2,230	2,550	950	＼	＼
	グラウンド及び本部席利用	＼	1,540	2,690	3,080	1,150	＼	＼
竜洋海洋公園野球場		＼	＼	2,690	3,080	＼	＼	2,690
豊田野球場		2,230	＼	2,230	2,550	＼	1,270	＼

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
竜洋海洋公園野球場	1時間当たり 3,130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
竜洋海洋公園野球場	放送設備	一式 330円

11 グラウンド

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分まで	午前6時30分から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	円	円	円 10,160	円 11,610	円	円
磐田稗原グラウンド(芝)	円	円	円 2,000	円 2,280	円	円
磐田稗原グラウンド(土)	円	円	円 690	円 790	円	円
はまぼう公園グラウンド	円	円	円 1,340	円 1,540	円	円
福田公園多目的グラウンド(全面)	円	円 480	円 840	円 960	円	円 840
磐田かぶと塚公園グラウンド	円	円	円 340	円 390	円	円
磐田東大久保運動公園グラウンド	円	円	円 340	円 390	円	円
豊田加茂グラウンド	円 340	円	円 340	円 390	円 190	円
福田公園多目的グラウンドの2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額						

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
福田公園多目的グラウンド	1時間当たり 900円
2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

12 テニスコート

(ア) 施設利用料金

区分		午前6時30分 から午前8時 30分まで	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
磐田東大久保運動 公園テニスコート	1コート	円	円	円	円
福田公園テニスコ ート	1コート	610	1,070	1,230	1,070
竜洋海洋公園テニ スコート	1コート	円	2,920	3,340	2,920
豊田加茂テニスコ ート(人工芝)	1コート	円	1,610	1,840	1,610
豊田加茂テニスコ ート(土)	1コート	円	690	790	690
豊田ラブリバー公 園テニスコート	1コート	円	1,150	1,320	1,150

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
竜洋海洋公園テニスコート	1コート	1時間当たり 200円
竜洋海洋公園テニスコート以外のテニスコート	1コート	1時間当たり 150円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
竜洋海洋公園テニスコート	ラケット	1本 110円

13 磐田卓球場

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田卓球場	全面(12台)	円 4,190	円 4,790	円 4,190
	2分の1面(6台)	2,110	2,420	2,110
3分の2面を利用する場合は、卓球場全面の利用料金の3分の2に相当する額				

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
捕球ネット	1台	110円	
持込み器具コンセント	1か所	110円	

(ウ) 個人利用

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
一般	1人	円 300	円 300	円 300
高等学校生徒以下	1人	150	150	150

14 その他の体育施設

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田弓道場	1人	円 110	円 110	円 150
磐田アーチェリー場	1人	110	110	150
磐田相撲場		110	110	—

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

- 3 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
磐田弓道場	弓具	1組	110円
	ロッカー	1回	50円

**改正**

平成19年7月6日規則第22号

平成23年3月24日規則第8号

平成24年3月23日規則第19号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第60号

平成28年3月24日規則第29号

令和2年12月18日規則第56号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市体育施設に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

**第2条** 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

**第3条** 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

**第4条** 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

**第5条** 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

**第6条** 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

**第7条** 条例第13条第1項の規定により、磐田市体育施設（以下「体育施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可の申請にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

（利用の許可）

**第8条** 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、体育施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可にあつては、次に掲げる利用券又は回数券の交付をもって行う。

- (1) 磐田市総合体育館利用券
- (2) 磐田市総合体育館回数券
- (3) 磐田市陸上競技場利用券
- (4) 磐田市陸上競技場回数券
- (5) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）利用券
- (6) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）回数券
- (7) 竜洋海洋センター体育館利用券
- (8) 竜洋海洋センタープール利用券
- (9) 竜洋海洋センタープール回数券
- (10) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）利用券
- (11) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）回数券
- (12) 磐田卓球場利用券

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、体育施設を使用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

**第9条** 体育施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、体育施設利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

**第10条** 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、体育施設利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、体育施設利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

**第11条** 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
- (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと使用するとき 免除
- (3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除
- (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第3施設利用料金 50パーセント以内の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第3施設利用料金 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

**第12条** 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第3のうち当該利用施設の照明設備利用料金及び附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

**第13条** 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 許可なく施設内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 体育施設内へ車を乗り入れないこと。
- (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (6) みだりに利用許可の場所以外に立入らないこと。
- (7) 利用を終了したときは、清掃及び整理をし、原状に復すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

**第14条** 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

**第15条** 指定管理者並びに利用者及び入場者は、体育施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

**第16条** 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

**第17条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和57年磐田市教育委員会規則第11号）、福田町社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和63年福田町教育委員会規則第1号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福田町規則第1号）、福田町はまぼろ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年福田町規則第6号）、竜洋海洋センター条例施行規則（昭和58年竜洋町教育委員会規則第1号）、竜洋都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）若しくは豊田町運動公園等使用条例施行規則（平成10年豊田町教育委員会規則第12号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例施行規則（平成10年磐南行政組合規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第24号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月24日規則第8号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止）

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則（平成17年磐田市規則第146号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の規定により、指定管理者がした許可その他の行為は、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行

する。

**附 則**（令和2年12月18日規則第56号）

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

**附 則**（令和3年5月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号  
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)  
様式第4号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市体育施設に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務) 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第10条関係)  
様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

磐田市長



体育施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市体育施設の利用料金について、下記  
のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

**改正**

平成18年3月29日条例第22号

平成19年7月6日条例第39号

平成24年7月12日条例第30号

平成25年3月22日条例第19号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第30号

平成30年10月11日条例第28号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市都市公園条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

**第1条の2** 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- (2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

**第1条の3** 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前

3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

**第1条の4** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定める基準とする。

(行為の制限)

**第2条** 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

**第3条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

**第4条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

**第5条** 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

**第6条** 市長の管理する公園施設で有料で使用させるもの（附属設備を含む。）は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 前項の施設の管理及び使用については、別表第1に掲げる施設については磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号）、別表第2に掲げる施設については磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（平成17年磐田市条例第197号）、別表第3に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（平成17年磐田市条例第198号）及び別表第4に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例（平成17年磐田市条例第199号）の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

**第7条** 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設置しようとするとき。
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）
  - イ 種類及び数量
  - ウ 設置の目的
  - エ 設置の期間
  - オ 設置の場所

- カ 構造及び規模
  - キ 管理の方法
  - ク 工事の実施方法
  - ケ 工事の着手及び完了の時期
  - コ 原状回復の方法
  - サ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
  - イ 場所、種類及び数量
  - ウ 管理の目的
  - エ 管理の期間
  - オ 管理の方法
  - カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用の許可申請記載事項)

**第8条** 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 種類及び数量
- (3) 管理の方法
- (4) 工事の実施方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 原状回復の方法
- (7) その他市長の指示する事項

(占有物件の軽易な変更事項)

**第9条** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの  
(添付書類)

**第10条** 法第5条又は法第6条の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(使用料)

**第11条** 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、法令で定められているもののほか、別表第6に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

**第12条** 前条の使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

**第13条** 市長は、規則で定める相当の理由があると認める場合は、第11条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第14条** 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由によって使用又は利用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日前10日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

**第15条** 都市公園の使用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

**第16条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を

停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要を生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第17条** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第18条** 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第21条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

**第19条** 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第20条** 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

**第21条** 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(損害賠償)

**第23条** 都市公園を使用する者が、その者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

**第24条** 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第25条** 第2条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

**第26条** 別表第7に掲げる都市公園(同表右欄に掲げる有料公園施設を除く。以下「特定公園」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第16条第1項(同項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の選定基準)

**第27条** 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、特定公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 特定公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

**第28条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第2条の規定による許可に関する業務
- (2) 第16条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に関する業務
- (3) 特定公園の維持管理に関する業務
- (4) その他特定公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

**第29条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

2 第26条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第27条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

**第30条** 指定管理者は、年度終了後、特定公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

**第31条** 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

**第32条** 指定管理者は、特定公園の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(原状回復の義務)

**第33条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第31条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

**第34条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項（第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第25条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条に掲げる行為をした者

(3) 第16条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

**第36条** 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

**第37条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

**第38条** 法第5条の11の規定により市長に代ってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例(昭和46年磐田市条例第24号)、福田町都市公園条例(昭和58年福田町条例第26号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例第13号)又は豊田町都市公園条例(平成6年豊田町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月29日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新

条例第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則**（平成24年7月12日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 別表第7の改正規定に係る都市公園に関する第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後の磐田市都市公園条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則**（平成25年3月22日条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第1から別表第7までの規定、第4条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の磐田市ふれあい

会館条例別表の規定、第9条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第2から別表第5までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年12月21日条例第54号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第7の改正規定（「施設」の次に「名」を加える部分及び磐田中央公園の項を削る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年10月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第1（第6条関係）**

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場
兔山公園	野球場
城山球場	野球場
福田公園	野球場

	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
竜洋スポーツ公園	球技場
豊田ラブリバー公園	テニスコート

別表第2（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋昆虫自然観察公園	昆虫公園

別表第3（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	オートキャンプ場

別表第4（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	レストハウス

別表第5 削除

別表第6（第11条関係）

種別	使用料		
	算定単位	金額	
公園施設を設け、又は管理する場合	1平方メートル1月につき	140円	
公園を占 用する場 合	電柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,500円
	変圧塔その他これに類するもの	1基1年につき	1,500円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径30cm未満	1メートル1年につき	80円
	外径30cm以上	1メートル1年につき	150円
郵便差出箱又は公衆電話所	1箇所1年につき	1,500円	
その他の占用物件	1平方メートル1月につき	市長が定め	

			る額
行為 を行 う場 合	物品の販売、募金その他これらに類する行為 をする場合	1人1日につき	100円
	業として写真又は映画等の撮影をする場合	1件1日につき	1,040円
	興行をする場合	1平方メートル1日につき	50円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類す る催しをする場合	1平方メートル1日につき	20円
	その他の許可行為	—	市長が定め る額

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている場合に、1年に満たないとき、又は端数があるときは月割りをもって計算する。1月に満たない端数がある場合は1月とみなす。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合に、1月に満たないとき、又は端数があるときは1月とみなす。
- 3 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 4 支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 5 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表第7（第26条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場

兎山公園	野球場
福田公園	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
豊田ラブリバー公園	テニスコート
豊田香りの公園	
アミューズ豊田ポケットパーク	

改正

平成19年7月6日規則第37号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

平成30年5月25日規則第28号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

**第2条** 条例第2条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

**第3条** 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書（様式第2号）、公園施設管理許可申請書（様式第3号）若しくは公園占用許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の20日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更の申請)

**第4条** 法第5条第1項、法第6条第1項又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

**第5条** 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が支障が

ないと認めたときは、その者に許可書（様式第6号）を交付する。

（行為の禁止）

**第6条** 条例第4条第8号に規定する行為は、次のとおりとする。

- （1） 風紀を乱し、又は乱すおそれがある行為
- （2） 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
- （3） 鳥獣類に危害を加える行為
- （4） その他市長において適当でないと認められる行為

（使用料の減額又は免除）

**第7条** 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次のとおりとする。

- （1） 市が主催して利用するとき 免除
- （2） 学校教育の一環として教職員の引率のもとに利用するとき 免除
- （3） 市が共催して利用するとき 50パーセント以内の額
- （4） 自治会等、地域活動として利用するとき 100パーセント以内の額
- （5） 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき 100パーセント以内の額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第7号）を第2条及び第3条の許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

**第8条** 条例第18条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、磐田市役所前の掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第18条第2項の規定による規則で定める様式は、様式第8号のとおりとする。

3 条例第18条第2項の規定による規則で定める場所は、磐田市役所とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

**第9条** 条例第20条の規定による規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

**第10条** 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければ

ならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
  - (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
  - (3) 契約条項の概要
  - (4) その他市長が必要と認める事項  
(工作物等を返還する場合の手続)

**第11条** 条例第21条の規定による規則で定める様式は、様式第9号のとおりとする。

(指定管理者の申請書類)

**第12条** 条例第29条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第10号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

**第13条** 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第11号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

**第14条** 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

(事業報告)

**第15条** 条例第30条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

**第16条** 条例第31条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第13号）による。

(読替規定)

**第17条** 条例第26条第1項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条（同条の規定による条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（同条の規定による第2条の規定により申請書の提出があった場合又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「磐田市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例施行規則（昭和46年磐田市規則第4号）、竜洋町都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）又は豊田町都市公園条

例施行規則（平成6年豊田町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成19年7月6日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 磐田市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第39号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

**附 則**（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

**附 則**（平成30年5月25日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)  
 様式第1号(第2条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)  
 職業(営業種目)  
 氏名(名称及び代表者氏名)  
 電話番号( ) —

公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名		施設名	
行為の目的			
行為の内容		人員	
行為の日 又は期間	年 月 日 年 月 日～	時～ 時	年 月 日 日間
その他	入場料徴収 の有無及び その額		
	使用設備		

(注) 本申請書は、行為の10日前までに提出してください。

様式第2号(第3条関係)  
 様式第2号(第3条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)  
 職業(営業種目)  
 氏名(名称及び代表者氏名)  
 電話番号( ) —

公園施設設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名	
種類及び数量	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日～ 年 月 日
設置の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第3号 (第3条関係)  
 様式第3号(第3条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)  
 職業(営業種目)  
 氏名(名称及び代表者氏名)  
 電話番号( ) —

公園施設管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名		施設名	
場所、種類及び数量			
管理の目的			
管理の期間	年 月 日～ 年 月 日 日間		
管理の方法			
その他			

(注) 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第4号(第3条関係)  
 様式第4号(第3条関係)

公園占用許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>	
磐田市長	申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号( ) —
公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都市公園名	
種類及び数量	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日～ 年 月 日
占用の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第5号(第4条関係)  
様式第5号(第4条関係)

<p>変 更 許 可 申 請 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>磐田市長</p>	
<p>申請者 住所(所在地)</p>	
<p>職業(営業種目)</p>	
<p>氏名(名称及び代表者氏名)</p>	
<p>電話番号( ) —</p>	
<p>年 月 日付け第 号をもって許可のあった事項について、次のとおり変更したいので申請します。</p>	
<p>変更する理由</p>	
<p>変更する事項</p>	
<p>そ の 他</p>	

(注) 公園施設の設置又は都市公園の占用に係るものについては、設計書、仕様書、図書等を添付してください。

様式第6号(第5条関係)  
 様式第6号(第5条関係)

	第 号 年 月 日
様	磐田市長 <span style="float: right;">印</span>
許 可 書	
年 月 日付け申請の については、下記のとおり許可します。	
都 市 公 園 名	
許 可 の 場 所	
許 可 の 事 項	
許 可 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
原状回復の方法	
使 用 料 の 額	
許 可 の 条 件	
そ の 他	

※ この処分に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号 (第7条関係)  
 様式第7号(第7条関係)

<p>使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>磐田市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所(所在地)          職業(営業種目)          氏名(名称及び代表者氏名)          電話番号( ) —</p> <p>使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
都市公園名	施設名
使用年月日	年 月 日～ 年 月 日
使用目的	
減免を受けようとする理由	
その他	

(注) 本申請書は、許可申請時に提出してください。

様式第8号 (第8条関係)  
 様式第8号(第8条関係)

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却し た日時	保管を始 めた日時	保管の 場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第9号(第11条関係)  
様式第9号(第11条関係)

受 領 書

年 月 日

磐田市長

返還を受けた者  
住所  
氏名

下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地  
法人等の名称  
代表者氏名  
連絡先(電話)

磐田市都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 年 月 日 号

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- 指定管理者に指定します。
- 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

第 年 月 日  
号

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市都市公園条例第31条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)			
	業務停止期間			
	年	月	日から	
	年	月	日まで	月間
理由				

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託等の禁止)

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)を廃棄することができる。

(苦情処理)

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

リスク分担表

種 類		リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項 のリスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連 リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理 リスク	運営コストの 変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む） ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収減によるもの		○
		需要変動・ 施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの	
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したこと によるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構うべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、 失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの（合 理性が認められる範囲）	○		
	不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの		協議事項	
セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		○	
社会リスク	周辺地域・住民及 び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要 望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者か らの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するも の		○